

日司連発第 58 号
令和 2 年（2020 年）5 月 1 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会 長 今 川 嘉 典

新型コロナウイルス感染症対策下における司法書士業務について（お知らせとお願い）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、政府からは首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）と大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県に緊急事態宣言が発令され、4 月 16 日にはその対象地域を全国にまで拡大されております。

また政府は、これまでの宣言の対象 7 都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の 6 つの道府県を加えた 13 都道府県について、特に重点的に感染拡大防止の取組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけました。

さらに、本日 5 月 1 日時点では、同宣言が 1 か月程度延長される見込みであります。

このような状況の中、特定警戒都道府県以外の地域においても、外出制限の要請等により、人と人との接触を避けることが社会的要請となっているところ、この要請を受けて、連合会では司法書士業務においても対応が必要であると考えています。

連合会は、司法書士業務に関する依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定める「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」を設けて、各司法書士会において、この基準に基づいた規程を整備していただいているところであります。

さらに、債務整理事件における司法書士の不適切な事件処理を防止し、もって深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決に資することを目的として「債務整理事件の処理に関する指針」を設けて、その業務受託時点での面談のあり方についても指針も示しています。

そこで、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、司法書士業務においても本人との直接の面談を避ける必要がある場面を想定し、下記のとおり連合会の考えを示すこととしました。

つきましては、貴会会員へ周知いただけますよう、お願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策下における「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」の考え方

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由として、やむを得ず第 4 条（1）ア・同条（2）ア及び第 5 条（1）における「面談」ができない場合（依頼者から面談を拒否された場合等）は、第 4 条（1）イ・同条（2）イ及び第 5 条（2）における「合理的理由」に該当すると考えられます。

従って、その場合には、同各規定の方法により本人確認及び意思確認をすることができます。

なお、依頼者との協議をし、感染防止策を十分にとったうえで面談による本人確認及び意思確認を試みることは必要であろうと思います。

第4条（1）イ・同条（2）イ及び第5条（2）の各規定の方法により確認をする場合においては、本人限定受取郵便やテレビ電話等も併せて利用することにより、本人確認及び意思確認をより確実なものとするよう執務を行ってください。

2. 新型コロナウイルス感染症対策下における「債務整理事件の処理に関する指針」の考え方

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由として、やむを得ず第5における「直接面談」ができない場合（依頼者から面談を拒否された場合等）は、上記1に準じて、依頼者の本人確認や意向の確認をする方法も認められると考えます。

なお、この場合においても、依頼者との協議をし、感染防止策を十分にとったうえで面談による本人確認及び意思確認を試みることは必要であろうと思います。

3. 上記の他、場合に応じて職責に照らして最善と考えられる確認方法を十分に検討し慎重な業務を遂行してください。

【参考】

○依頼者等の本人確認等に関する規程基準

（本人確認の方法）

第4条 本人確認は、次の方法による。

（1）依頼者等が自然人である場合

ア 依頼者等と面談し、第7条第1項に定める本人確認書類の提示を受ける方法

イ 上記アの方法によらない合理的理由がある場合には、第7条第1項に定める本人確認書類又はその写しの送付を受けて当該書類の写しを第6条に定める記録に添付するとともに、当該確認書類に記載された住所に宛て、当該依頼者等に対し、転送不要扱いの書留郵便（簡易書留郵便含む。）等により文書送付を行い確認する方法

ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

（2）依頼者等が法人である場合

ア 法人の代理人等と面談し、当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書の提示を受ける方法又は当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認する方法

イ 上記アの方法によらない合理的理由がある場合には、法人の代理人等から当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写しの送付を受け、又は、

当該法人の会社法人等の提供を受けて、当該書類の写し又は当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認したことを称する書面（以下「法人等確認書類」という。）を第6条に定める記録に添付するとともに、当該法人等確認書類に記載された本店、主たる事務所又は支店等に宛て、転送不要扱いの書留郵便（簡易書留郵便含む。）等により文書送付を行い確認する方法）

ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

第5条 意思確認は次の方法による。

（1）事務の依頼を受けるにあたり、自然人たる依頼者又はその代理人等に対し面談をする方法

（2）前号の規定にかかわらず、合理的理由がある場合には、依頼者等の本人確認書類の原本又は写しを取得するとともに依頼者等に対し電話をし、本人固有の情報を聴取するなどして本人であることの確認を行った上で確認を行う方法、その他これに準ずる方法であって、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

2 法人の意思確認の対象者が、当該法人を代表する権限を有しない代理人等である場合は、当該法人の代表権限を有する者が作成した依頼の内容及び意思を証する書面を取得しなければならない。

○債務整理事件の処理に関する指針

第5 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、依頼者又はその法定代理人と直接面談して行うものとする。（ただし書き以下省略）

〔本件に関する問合せ先〕

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務第一課